



2013年2月1日

カナダビーフ国際機構発行 ニュースリリース

カナダ産牛肉の日本市場アクセス拡大を歓迎。カナダビーフ業界は万全の体制を整え、日本の業界関係者とともに、このチャンスを最大限に活かします。

2013年2月1日、日本政府は牛肉の輸入規制を一段と緩和させ、月齢30ヵ月以下の牛由来のカナダ産牛肉が日本に出荷できるようになると発表しました。また、カナダビーフ国際機構（東京都中央区 下嶋大介駐日代表）のカナダ本部であるカナダビーフ インク（カナダ/カルガリー市、ロブ・メイヤー会長）は、その歓迎すべき決定により、カナダから輸出できる牛肉の数量が大幅に増えることになり、日本へのカナダ産牛肉の輸出量が倍増する可能性もあるとの声明を発表しました。

日本は、カナダの牛肉・仔牛肉産業にとって非常に大切な市場です。しかし、ここ数年間は、カナダから日本に1年間に出荷される牛肉が数量にして1万5,000から1万6,000トン、金額にして7,000万から7,500万ドルにとどまっていました。今回の輸入規制の緩和により、年間輸出額は1億4,000万ドルから1億5,000万ドルに一気に増えることも考えられます。カナダビーフ インクのロブ・メイヤー会長は、「カナダ産の牛肉と仔牛肉の日本市場へのアクセス拡大に向けて、ずっと真剣に取り組んでいただいた、日本とカナダの政府関係者ならびに業界関係者に心から感謝申し上げます。また、間もなく良質なカナダ産牛肉の供給量が増え、日本の消費者の方々にも喜んでいただけるはずであり、両国の牛肉産業界も大きな恩恵を受けることができる」と確信しています。」

日本は、2003年5月、カナダで生まれた牛に牛海綿状脳症（BSE）の発症が確認されたことを受けて、カナダ産牛肉の輸入を禁止し、その後、2005年12月に、月齢21ヵ月以下の牛由来の牛肉の輸入を再開していました。カナダでは晩冬から早春にかけて生まれる仔牛が大半を占め、12月から4月の間、輸出可能な月齢の牛由来の牛肉が少なくなります。そのため、こうした月齢制限が、1年を通じて日本に牛肉を安定的に供給するための大きな障壁になっていました。今回、輸入規制が緩和されたことで、カナダの輸出業者は1年を通じて安定してカナダ産牛肉を供給できるようになります。これにより日本において、カナダ産牛肉を長期的に安心してお取り扱いいただける環境が整いました。

カナダビーフ国際機構（CBII）下嶋駐日代表は、日本市場拡大に向けた動きを以下のように述べています。

「日本における今回の市場アクセス拡大を十分に活かすために、取引先や関係者と力を合わせる。これが、CBIIの務めです。私たちは、日本市場においてカナダ産牛肉の認知度を向上させ、カナダ産牛肉の価値を最大限に高め、最終的にカナダ産牛肉の明確な差別化と需要の拡大を図るべく専心努力してまいります。」

カナダビーフ国際機構は、これまで日本の業界関係とともに築き上げてきたカナダビーフのブランド力をさらに強化し、このたびの大きなチャンスを最大限に活かすためあらゆる措置を講じてまいります。ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

詳細に関する問い合わせ先：

カナダビーフインク

会長 ロブ・メイヤー

Rob Meijer

President, Canada Beef Inc.

TEL：010-1-403-690-7617

カナダビーフ国際機構

駐日代表 下嶋大介

TEL：03-6225-2391

E-mail: dshimojima@canadabeef.ca

カナダビーフ国際機構は、カナダ畜牛およびカナダビーフの国際的なマーケティングおよびプロモーション活動をになうカナダで唯一の組織である、カナダビーフ インクの日本事務所として、カナダビーフの卓越した品質と特性を生かして、日本におけるカナダビーフの立場をより強固なものにして行くことを使命として活動しています。

このリリースに関するお問い合わせ先

カナダビーフ国際機構 (担当：鬼沢)

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-15-9 日本橋 TS ビル 2F

TEL：03-6225-2391 FAX：03-6225-2392

E-mail: yonizawa@canadabeef.ca